

二本木墓地 共同墓 運用要領

令和6年10月19日

二本木連合墓地管理委員会

1. 目的

本要領は、共同墓の運用に係わることを定める。

所在地：安城市二本木新町2丁目3番1

2. 共同墓への入墓資格

- ・二本木連合町内会の区域に属し1年以上町内会費を納めており納骨を希望する世帯。
- ・納骨できる状態にあること
- ・二本木連合町内会に属している世帯で、墓地の後継者がいなく墓しまいを行い、入墓を希望する世帯。(町外の墓しまいも可)

3. 入墓条件

- ・二本木連合墓地管理委員会に埋葬許可書等の必要書類を提出の上、下記会費を納めること。

入墓代金 一体当たり25万円

(当墓地内の墓しまいの場合は1体とみなす。)

- ・配偶者を同一墓に納骨することを希望の時は5万円/体を会費として納めること。証として納骨許可証を交付する。納骨時の追加徴収はしない。
- ・納骨は宗教宗派についてこだわらず、納骨者の責任において催事を行うものとする。



4. 附則 (永代供養等について)

- ・彼岸等の供養は年2回の範囲で墓地管理委員会の費用負担(供花・お布施等)で、近隣の僧侶に依頼し行うこととする。
- ・二本木墓地共同墓の運用にあたり、会計収支・納骨者を明確にする。
- ・疑義を生じた場合等運用細部については墓地委員会の決議による。

5. 会計処理について

共同墓の運営に当たって、本事業は収益を目的としない。よって、総会で収支を報告するとともに、経費を差し引いた剰余金の処分は次とする。

- ・次期共同墓の建設資金引当
- ・二本木連合墓地の改修・修繕費用引当、天災による復旧費用引当
- ・墓地委員会議決により必要費用への引当